

I 総則

---

I 総則

## I 総則

---

### 1 はじめに

このさいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル【冷凍保安規則関係】は、高圧ガス保安法に基づく指定都市の長の権限に属する事務のうち、冷凍保安規則における、高圧ガスの製造、販売及び取扱に係る申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）に関する必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）
「政令」	高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日 政令第20号）
「冷凍規則」	冷凍保安規則（昭和41年5月25日 省令第51号）
「細則」	さいたま市高圧ガス保安法施行細則（平成30年3月29日 さいたま市規則第52号）
「手数料条例」	さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年5月1日 さいたま市条例第74号）

### 2 窓口における申請等についての一般的留意事項

#### (1) 書類の提出方法

- ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副2部提出すること。
- イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。
- ウ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

#### (2) 添付書類の重複について

同一の内容について同時に複数の申請書等を提出する場合に、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の申請書等へ添付をすれば、他の申請書等への添付を省略することができる。ただし、書類の添付を省略した申請書等には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。

#### (3) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課火薬・高圧ガス保安係（以下「火薬・高圧ガス保安係」という。）へ提出すること。

さいたま市消防局 予防部 査察指導課 火薬・高圧ガス保安係 〒330-0061      さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 TEL048-833-7487    FAX048-833-7529
--

## I 総則

---

### (4) 許可書等の取扱い

ア 許可書又は検査証（以下「許可書等」という。）の交付は、許可又は検査（以下「許可等」という。）を受けた事業所の関係者又は許可書等の受領の権限を委任された者が直接手渡しで受けること。

## 3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

### (1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）にログインし、利用する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

### (2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

### (3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。許可書等の交付に関するメールが送信されたのち、許可書等については郵送にて送付されるが、窓口での交付も可能とする。

## 4 申請者等

(1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。

(2) 冷凍機の運転管理を管理会社等へ委託する場合は、高圧ガスの製造許可を受ける者又は製造事業の届出をする者は、運転管理を行う管理会社となる。また、委託先が変更となる場合は、新たに、許可又は届出が必要となる。

(3) 法人の場合において、代表権を有する者以外の者に申請等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請等を行う場合）には、その旨を明記した委任状をあらかじめ火薬・高圧ガス保安係に提出すること。委任状の提出後は、代理者において申請等を行うことができる。なお、申請等の都度において、委任状の写しを添付すること。

I 総則

【委任状の作成例】

年 月 日
事務所（本社）所在地
法人名称
代表者 職・氏名（署名又は記名押印）
委任状
<p>〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇は、次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の高圧ガス保安法に基づき諸手続に関する一切の権限を委任します。</p>
代理人 職・氏名（署名又は記名押印）

(4) 委任者及び代理者に変更が生じた場合等で委任状の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更した委任状を火薬・高圧ガス保安係に提出すること。

5 許可等に要する日数

行政手続法第 6 条に基づき、さいたま市の高圧ガス保安法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。（標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。）

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
高圧ガス製造の許可	法第 5 条第 1 項	25 日
高圧ガス製造施設の変更の許可	法第 14 条第 1 項	20 日
高圧ガス製造施設の設置の完成検査	法第 20 条第 1 項	15 日
高圧ガス製造施設の特定期間工事の完成検査	法第 20 条第 3 項	15 日
特定施設の保安検査	法第 35 条第 1 項	25 日

I 総則

6 申請に必要な手数料

(1) 申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、規定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、火薬・高圧ガス保安係に提出すること。

		手数料(円)					
		1日の冷凍能力		許可等	完成検査	保安検査	
製高 造設 備ガ ス	冷 凍 設 備	3,000 トン以上		110,000	82,500	120,000	
		1,000 トン以上	3,000 トン未満	87,000	65,250	95,000	
		300 トン以上	1,000 トン未満	68,000	51,000	76,000	
		100 トン以上	300 トン未満	54,000	40,500	60,000	
		20 トン以上	100 トン未満	36,000	27,000	42,000	
設高 備変 更ガ ス製 造可	冷 凍 設 備	の冷 増 加 能 量 力	3,000 トン以上		69,000	51,750	
			1,000 トン以上	3,000 トン未満	62,000	46,500	
			300 トン以上	1,000 トン未満	55,000	41,250	
			100 トン以上	300 トン未満	38,000	28,500	
				100 トン未満	30,000	22,500	
			その他のとき		16,000	12,000	

I 総則

(2) スクラップ&ビルドについて

ア 「スクラップ&ビルド」とは、手数料条例に定める「当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合」を指し、この場合、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力に対する変更後の増加分の冷凍能力を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の冷凍能力}} - \boxed{(\text{変更前の冷凍能力} - \text{撤去分の冷凍能力})} = \boxed{\text{増加分の冷凍能力}}$$

例1) 冷凍能力 100 トンの設備の更新に伴い、新たに冷凍能力 75 トンの設備を設置する場合

$$\begin{array}{r} 75 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更後の冷凍能力}} \end{array} - \left( \begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} \end{array} - \begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{撤去分の冷凍能力}} \end{array} \right) = \begin{array}{r} 75 \text{ トン} \\ \boxed{\text{増加分の冷凍能力}} \end{array}$$

変更許可手数料 30,000円 完成検査手数料 22,500円

例2) 冷凍能力 50 トンの設備の更新に伴い、新たに冷凍能力 100 トンの設備を設置する場合

$$\begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更後の冷凍能力}} \end{array} - \left( \begin{array}{r} 50 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} \end{array} - \begin{array}{r} 50 \text{ トン} \\ \boxed{\text{撤去分の冷凍能力}} \end{array} \right) = \begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{増加分の冷凍能力}} \end{array}$$

変更許可手数料 38,000円 完成検査手数料 28,500円

イ スクラップ&ビルドを適用しない場合は、変更後の冷凍能力から変更前の冷凍能力を差し引いた冷凍能力を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の冷凍能力}} - \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} = \boxed{\text{手数料額算出の冷凍能力}}$$

I 総則

7 規制体系表

		3トン	5トン	20トン	50トン
第一種ガス ※1	通常	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者(R114除く) ・保安検査(ヘリウム、R21、R114除く) ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	ユニット型	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・保安検査(ヘリウム、R21、R114除く) ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	認定指定設備				第二種製造者 ・定期自主検査 ・保安教育
フルオロカーボン ※2	通常	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者 ・保安検査 ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	アンモニア ユニット型	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・保安検査 ・保安教育計画 ・保安教育 ・危害予防規程
その他のガス	適用除外	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者(ユニット型除く) ・保安検査 ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程		

※1 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気

※2 経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。